

6. 誘導施策等の設定

6-1 居住誘導のための施策

(1) 既存ストックの活用・まちの再生

まちなかへの居住誘導を緩やかに進めていく上で、住宅取得に向けた支援制度が必要です。特にまちなかには、空き家・空き地などの既存ストックが数多く存在しており、これらの有効活用を促進するとともに、市街地の再生を図るために、以下のような各種施策の取組強化や新制度の導入検討を行い、居住誘導区域の人口密度の維持を図ります。

【主な施策】

- ▶ “輪島市空き家・空き地データベース”の活用促進（機能充実・情報発信の強化・民間との連携）
- ▶ 空き家・空き店舗の活用による魅力ある業種業態の出店支援
- ▶ 遊休施設の活用による企業立地の支援
- ▶ 移住・定住世帯に向けた受け入れ環境の整備
- ▶ 移住・定住希望者の現地滞在費支援
- ▶ 居住誘導区域内の住宅取得支援
- ▶ 旧輪島駅前周辺再編整備事業（空き地や空き建築物などが集中している旧輪島駅前周辺における既存ストックの再編）
- ▶ 輪島市空家等対策計画に基づく適正な管理に向けた検討
- ▶ 公営住宅の適正な管理
- ▶ マリントウン住宅用地の分譲促進
- ▶ 朝市周辺における基盤整備（本町周辺地区被災市街地復興土地地区画整理事業※等）
- ▶ 災害公営住宅の整備
- ▶ 朝市周辺や商店街の復興（楽しめる核となる空間や施設の整備、飲食・宿泊事業者やチャレンジ・ショップの誘致、一定程度の外観の統一ルール化など）
- ▶ 若者などが安心して学び、働き、地域に定着できる環境づくりの推進（輪島塗の若手人材の養成施設の整備等）

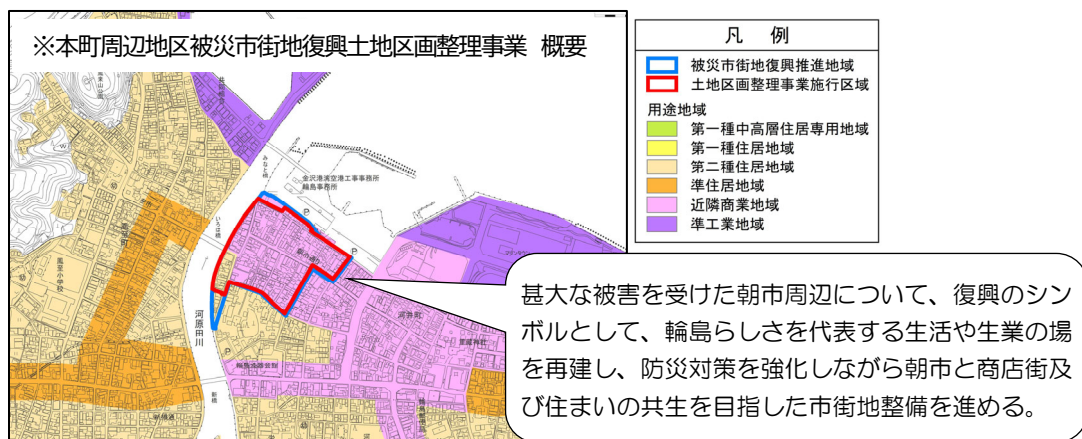


図. 土地地区画整理事業施行区域等

(2) ウォーカブルな空間の形成

安全、安心、快適にまちなかを歩いて楽しめる空間を形成するため、道路や歩道の整備を行います。

【主な施策】

- 朝市周辺における歩行者空間の整備等
- 道の駅輪島ふらっと訪夢や地域交流センター、市立図書館へのアクセス道路の整備
- まちなかの河川沿いや南北方向のアクセス道路等における安全な道路空間の整備
- まちなかの学校施設と教育文化施設を連絡する安全な歩行空間の整備
- 来訪者にわかりやすい統一的なデザインによる観光案内誘導サインの整備

(3) 安心して生活できる居住環境の形成

今後の人口減少・少子高齢化に対応した、誰もが安全・安心に暮らすことができる居住環境の形成を図るため、子育て・医療・高齢者福祉機能の充実を図ります。

【主な施策】

- 子育て支援制度の周知・活用促進
- 子育て支援機能の確保・充実に向けた検討
- 医療機能の確保・充実に向けた検討
- 高齢者福祉機能の確保・充実に向けた検討

(4) 防災・減災対策の強化

居住誘導区域のうち、洪水浸水想定区域、津波浸水想定区域、土砂災害警戒区域に指定された地区については、防災指針に示した災害リスクの低減に必要な取組を推進していきます。

一方、洪水、津波、土砂災害以外の地震等の災害に対しては、以下のハード・ソフト両面からの防災・減災対策の強化を行います。

【主な施策】

- 住宅・建築物の耐震化を促進するための支援策の充実（市の助成制度の活用促進、融資、税制の周知・活用）
- 住宅・建築物の耐震化に向けた安全・安心な取組の充実（個別訪問による耐震化の普及啓発、事業者情報等の提供の充実）
- 地震発生時に通行を確保すべき道路の指定（緊急輸送道路、指定避難道路）
- 市街地等における緊急輸送道路を中心とした無電柱化の推進
- 災害時の避難路となる狭い道路の解消
- 住宅・建築物の耐震化に関する啓発や知識の普及（地震防災マップの作成・公表など）
- 住宅・建築物の耐震化を促進するための指導や命令（耐震改修促進法、建築基準法による指導等の実施）
- 災害時に避難所となる公共施設の耐震化・長寿命化・バリアフリー化
- 橋梁等の耐震化・長寿命化の推進及び老朽設備の更新
- 公共建築物及び一般建築物の不燃性の確保
- 朝市周辺における基盤整備（本町周辺地区被災市街地復興土地区画整理事業等）
- 防災拠点の整備（（仮）輪島消防署防災拠点事業）
- 雪に強いまちづくりの推進
- 災害時において迅速・適切な行動がとれるように市民の日常的な防災訓練への支援
- 自主防災組織の強化（防災士の育成、スキルアップ、自主防災組織アドバイザーの活用）
- 上下水道における基幹管路の耐震化の促進
- 公共施設の液状化対策の実施、個人宅地の液状化対策の支援
- 地震時の倒壊や火災発生を防止するための空き家対策の推進
- 避難方法・避難路・避難場所の安全性の確認等、適切な避難行動の周知徹底

6-2 都市機能誘導のための施策

(1) 都市機能増進施設の整備

都市構造再編集中支援事業等により、都市機能の増進を図り、以下に示す各種都市サービスの向上を行います。

【主な施策】

- ▶ 複合拠点施設（社会福祉施設）：民間企業との連携により、まちなかの空き家・空き地を活用した福祉関連施設や交流関連施設の整備を行い、まちなかに雇用を生み出すとともに、高齢者福祉や児童福祉・障害者福祉機能を高めるほか、市内外からの多世代移住者の受け入れを進め、まちなかに活力と交流を創出します。
- ▶ 教育施設（小学校）：能登半島地震により甚大な被害を受けたことを踏まえ、中心市街地に統合小学校を整備し、少子化対策や耐震・耐水による安全安心の確保、維持管理等の効率化を図るとともに、他の都市機能と一体となった機能充実、通学者や施設利用者の利便性の向上を図ります。
- ▶ 複合拠点施設（図書館）：市立図書館は輪島市文化会館内にあり、近隣の輪島高等学校や輪島中学校の生徒をはじめ、市民の教育・文化活動の拠点として機能していますが、施設の老朽化が進行していることから、図書館機能を公共交通ネットワークの起点であり観光誘客の拠点である旧輪島駅前に隣接する低未利用土地に移転するとともに、地域交流の拠点としての機能を強化した、多世代が利用する複合拠点施設として整備を行うものとします。
- ▶ 複合拠点施設（地域交流センター）：道の駅輪島ふらっと訪夢・輪島市文化会館は、施設の老朽化により大規模な改修が必要なため、既存ストックを活用して隣接する低未利用土地に整備する図書館の利便性を高める機能を拡充し、一体的な利用が可能な施設として複合機能化を図ります。
- ▶ 複合拠点施設（(仮)輪島観光センター）：多くの観光資源が被災し、観光入込客数が減少しているなか、観光等の拠点となる地域産業・文化を活かした施設整備と、施設を有効活用した官民で取り組む多様な事業・施策の場づくりによって、観光・地域経済の再興を図ります。

(2) 公的不動産の活用に関する方針

誘導施設を整備しようとする場合は、都市機能誘導区域内の低未利用土地の活用の可能性について検討・協議します。売却または賃借など活用の方法については、誘導施設立地に関する緊急性などを勘案して判断します。

また、本市が公共施設を新たに整備するときや移転により整備するときには、積極的に公的不動産の活用を検討します。さらに、これらの整備を行うときや増改築を行うときには、施設の主たる機能のほかに誘導施設の機能を追加することを積極的に検討し、公共施設の複合機能化を図ることとします。

なお、公共施設等の維持管理・更新については、「輪島市公共施設等総合管理計画」に基づき、進めます。

【主な施策】

- ▶ 複数の中学校を統合する前の旧中学校跡地について、国道 249 号バイパスの整備と併せた活用を検討し、公的不動産の有効活用による公共公益機能の集約や、利便性の向上を目的とした都市機能の再編を図ります。

6-3 低未利用土地の利用等における指針

誘導区域において、居住や都市機能の誘導に支障を及ぼす都市のスポンジ化問題に対応するため、空き家住宅・空き建築物や低未利用土地については、所有者等に対して適正な管理や有効利用を促していきます。

また、複数の土地の利用権等の交換・集約、区画再編等を通じて、低未利用土地を一体敷地とすることにより活用促進につながる場合には、行政が低未利用土地の地権者等と利用希望者との調整役を担うことも検討していきます。

【利用指針】

- ・リフォームやリノベーションによる空き家住宅の再生及び空き地の有効活用を推奨するとともに、空き家・空き地データベースへの登録を促進する。
- ・空き建築物や低未利用土地については、誘導施設や誘導施設の利用者の利便性を高める施設等の用地として利用することを検討・推奨する。
- ・複数の土地の利用権等の交換・集約、区画再編等を通じて、低未利用土地を一体敷地とすることにより良好な居住環境のための活用促進につながる場合には、敷地統合等による利用を推奨する。

【管理指針】

＜空き家住宅・空き建築物＞

- ・原則として、所有者等の責任において、修繕・除却などの保安上適切な管理が行われるよう対策を講じる。
- ・老朽化が著しく倒壊のおそれがある空き家住宅・空き建築物については、特定空き家等に指定して除却を促すなどの対策を講じる。

＜空き地＞

- ・雑草の繁茂及び害虫の発生を予防するため、所有者等による定期的な除草や不法投棄等の防止のための適切な管理が行われるよう対策を講じる。

本市では、公共交通に関する基本的な方針である「輪島市地域公共交通計画（令和5年8月）」を策定（令和7年6月改定）しており、公共交通ネットワークの充実に向けて、以下の基本方針、目標、施策・取組を設定しています。

本市においては、居住の誘導と都市機能の誘導による市街地の形成を支える公共交通ネットワークの充実及び強化を図るため、当該計画に掲げる施策・取組を推進するものとします。

■基本方針

- I 地域住民のための持続可能な公共交通サービスの確保
- II まちづくりと連携した公共交通ネットワークの形成
- III 地域と共に支える公共交通機関の維持と利用促進

◇計画の目標と施策・取組み

目標1 官民連携による利用者ニーズに応じた公共交通ネットワークの維持・形成

1-1 民間路線バス、離島航路、コミュニティバスの乗り継ぎ利便性向上

(1) 乗り継ぎに配慮したダイヤの改善

1-2 地域の実情に応じた新たな運行形態の導入検討

(1) デマンド交通の実証実験と導入検討

(2) 地域住民ボランティアドライバーなど互助による輸送の実証実験と導入検討

1-3 事業者担い手（ドライバー）の確保

(1) 市広報による路線バス・タクシードライバーの募集

(2) 公共交通の担い手にふさわしいドライバーの育成

目標2 誰もが利用しやすい快適な交通環境の整備

2-1 誰でも分かりやすい情報発信への改善

(1) バス停時刻表、路線図の改善

(2) 市広報、住民説明会、HP、SNS など多様な媒体による情報発信

(3) 発信内容の一元化（市内公共交通の路線、ダイヤ、助成制度、イベント開催などー括案内）

2-2 関連施設整備（文化会館・図書館）も含めた交通結節点（道の駅輪島ふらっと訪夢）の機能強化の検討

(1) 文化会館・図書館と道の駅輪島ふらっと訪夢・公共交通との連携、利活用方策の検討

(2) 交通結節点のバリアフリー化

目標3 まちづくりと連携した広域ネットワークの維持と連携強化

3-1 のと里山空港や金沢駅をつなぐタクシー、路線・特急バスの維持・改善

- (1) のと里山空港ふるさとタクシー、穴水輪島線・輪島特急線の運行本数維持
- (2) 路線バスと輪島特急線の乗り継ぎに配慮した運行ダイヤの改善
- (3) 近隣自治体との連携による速達手段の確保

3-2 観光客など来訪者の陸・海上公共交通利用促進策の造成

- (1) 公共交通機関によるアクセス情報の充実
- (2) 公共交通と連携した観光旅行商品の造成
- (3) 公共交通とわじま観光デジタルマップの連携
- (4) 公共交通、レンタサイクルを利用したイベント開催

目標4 地域を支える生活ネットワークの維持と連携強化

4-1 コミュニティバスの利便性向上

- (1) 各コミュニティバスの運行本数、ダイヤの改善

4-2 福祉有償バスによる移動支援

- (1) 関連部局と連携した積極的な情報発信と利用促進

4-3 バス、タクシーなどの公共交通とレンタサイクルの効果的な運用

- (1) 公共交通、レンタサイクルを利用したイベント開催（再掲）
- (2) 沿線企業スポンサーとのコラボ企画開催（商店街買物・乗車券・レンタルチケットセット販売など）

4-4 地域の実情に応じた新たな運行形態の導入検討（再掲）

- (1) デマンド交通の実証実験と導入検討（再掲）
- (2) 地域住民ボランティアドライバーなど互助による輸送の実証実験と導入検討（再掲）

目標5 地域とともに支える利用者意識の醸成

5-1 モビリティマネジメントの実践

- (1) 地域、学校での公共交通乗り方教室の開催

5-2 各種助成制度の継続、拡充

- (1) 各種助成制度の継続、拡充

5-3 次世代に対応した新技術の導入検討

- (1) 交通系 IC カードなどキャッシュレス化の導入や MaaS など次世代型サービス提供の検討
- (2) EV、FCV など次世代型環境配慮型車両の導入検討